

専決処分について（立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 109 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 21 号）の公布による。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

令和 2 年 3 月 31 日

立川市長 清水 庄 平

立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>） 第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 及び(2) ……略…… (3) その他施行規則で定める事項 2～5 ……略…… （個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>） 第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条	（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>） 第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 及び(2) ……略…… (3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> (4) その他施行規則で定める事項 2～5 ……略…… （個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>） 第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者<u>若しくは単身児童扶養者である者</u>（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出

の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) ……略……

(3) その他施行規則で定める事項

2～5 ……略……

（法人の市民税の申告納付）

第33条の7 ……略……

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～9 ……略……

（固定資産税の納税義務者等）

第37条 ……略……

2 前項に規定する所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分

の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) ……略……

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) その他施行規則で定める事項

2～5 ……略……

（法人の市民税の申告納付）

第33条の7 ……略……

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～9 ……略……

（固定資産税の納税義務者等）

第37条 ……略……

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者

所有者（以下「区分所有者」という。以下固定資産税について同じ。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記若しくは登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、所有者として登記若しくは登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3及び4 ……略……

5 土地区画整理事業（昭和29年法律第119号）第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号に掲げる事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号に掲げる事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第2条第4号に掲げる住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条に規定する土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法第3条に規定する土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条

（以下「区分所有者」という。以下固定資産税について同じ。）として登記され、又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記され、若しくは登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、所有者として登記され、若しくは登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3及び4 ……略……

5 土地区画整理事業（昭和29年法律第119号）第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号に掲げる事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号に掲げる事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第2条第4号に掲げる住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条に規定する土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法第3条に規定する土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第

の規定において準用する場合を含む。)の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項に規定する所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の規定による所有者とみなすことができる。

- 6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定によるしゅん工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項に規定する所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が

83条の規定において準用する場合を含む。)の規定によつて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記され、又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の規定による所有者とみなす。

- 6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定によるしゅん工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国

埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用されている場合に限り当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号に掲げる事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

- 7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項に規定する所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

（固定資産税の課税標準）

第42条 ……略……

2～8 ……略……

- 9 法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地（以下「住宅用地」という。第56条の2の規定において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

- 10 法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地（以下「小規模住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1

が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用されている場合に限り当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号に掲げる事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

- 7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

（固定資産税の課税標準）

第42条 ……略……

2～8 ……略……

- 9 法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地（以下「住宅用地」という。第56条の2の規定において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

- 10 法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地（以下「小規模住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1

項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第42条の2 法第349条の3第27項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

3 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

(たばこ税の課税免除)

第79条 ……略……

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第81条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

4 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に掲げる輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第75条の2の規定を

項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第42条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

(たばこ税の課税免除)

第79条 ……略……

2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に掲げる輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第75条の2の規定を

適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第81条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第79条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の規定の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の規定の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税額を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第79条第3項に規定する書類及び次条第1項に規定する返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5

……略……

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項に規定する確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得

適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第81条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第79条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の規定の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の規定の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税額を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第79条第2項に規定する書類及び次条第1項に規定する返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5

……略……

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項に規定する確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得

の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 及び 3 ……略……

（固定資産税に係る読替規定）

第 10 条 法附則第15条から第15条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第42条第 8 項中「又は第349条の 3 の 4 から第349条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第349条の 3 の 4 から第349条の 5 まで又は附則第15条から第15条の 3 の 2 まで」とする。

（法附則第15条第 2 項第 1 号等に規定する条例で定める割合）

第 10 条の 2 ……略……

2 法附則第15条第 2 項第 5 号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。

3 法附則第15条第 8 項に規定する条例で定める割合は、100分の75とする。

4 法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、100分の60（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、100分の50）とする。

5 法附則第15条第26項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

6 法附則第15条第27項第 1 号に掲げる条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 及び 3 ……略……

（固定資産税に係る読替規定）

第 10 条 法附則第15条から第15条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第42条第 8 項中「又は第349条の 3 の 4 から第349条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第349条の 3 の 4 から第349条の 5 まで又は法附則第15条から第15条の 3 の 2 まで」とする。

（法附則第15条第 2 項第 1 号等に規定する条例で定める割合）

第 10 条の 2 ……略……

2 法附則第15条第 2 項第 2 号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

3 法附則第15条第 2 項第 6 号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。

4 法附則第15条第 8 項に規定する条例で定める割合は、100分の75とする。

5 法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、100分の60（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、100分の50）とする。

6 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

7 法附則第15条第30項第 1 号に掲げる条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

- | | |
|---|---|
| 7 法附則第15条第27項第2号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。 | 8 法附則第15条第30項第2号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。 |
| 8 法附則第15条第27項第3号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。 | 9 法附則第15条第30項第3号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。 |
| 9 法附則第15条第28項第1号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。 | 10 法附則第15条第31項第1号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。 |
| 10 法附則第15条第28項第2号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。 | 11 法附則第15条第31項第2号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。 |
| 11 法附則第15条第30項第1号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。 | 12 法附則第15条第33項第1号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。 |
| 12 法附則第15条第30項第1号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。 | 13 法附則第15条第33項第1号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。 |
| 13 法附則第15条第30項第1号ハに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。 | 14 法附則第15条第33項第1号ハに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。 |
| 14 法附則第15条第30項第1号ニに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。 | 15 法附則第15条第33項第1号ニに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。 |
| 15 法附則第15条第30項第2号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。 | 16 法附則第15条第33項第1号ホに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。 |
| 16 法附則第15条第30項第2号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。 | 17 法附則第15条第33項第2号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。 |
| 17 法附則第15条第30項第2号ハに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。 | 18 法附則第15条第33項第2号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。 |
| 18 法附則第15条第30項第3号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。 | 19 法附則第15条第33項第3号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。 |

19 法附則第15条第30項第3号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

20 法附則第15条第30項第3号ハに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

21 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

22 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

23 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等に係る割合を含む。）は、零とする。

25 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準と

20 法附則第15条第33項第3号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

21 法附則第15条第33項第3号ハに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

22 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、100分の80とする。

24 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

25 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

26 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等に係る割合を含む。）は、零とする。

27 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準と

なるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下本条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の60を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の20を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に

なるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下本条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の60を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の20を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に

定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の70を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定

に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の70を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定

資産税の額は、その農地に係るその年度分の固定資産税額が、その農地に係るその年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、その農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額をその農地に係るその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、その農地調整固定資産税額とする。

……略……	……略……
-------	-------

第13条の4 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該

資産税の額は、その農地に係るその年度分の固定資産税額が、その農地に係るその年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、その農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額をその農地に係るその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、その農地調整固定資産税額とする。

……略……	……略……
-------	-------

第13条の4 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該

市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の20を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第124条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2～5

……略……

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等（以下「土地等」という。）の同項に規定する譲渡（以下この条において「譲渡」という。）をした場合において当該譲渡が法附則第34条の2

市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の20を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第124条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2～5

……略……

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等（以下「土地等」という。）の同項に規定する譲渡（以下この条において「譲渡」という。）をした場合において当該譲渡が法附則第34条の2

第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡（以下「優良住宅地等のための譲渡」という。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) ……略……

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡（以下「確定優良住宅地等予定地のための譲渡」という。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 ……略……

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の立川市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の3の2第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡（以下「優良住宅地等のための譲渡」という。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) ……略……

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡（以下「確定優良住宅地等予定地のための譲渡」という。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 ……略……

- 3 新条例第29条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第29条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成31年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。